

鍼灸界の量から質への転換の展望

筑波技術大学

形井 秀一

1998年以降起きている鍼灸界の大きな変革のうねりの今後の方向性はまだ見えてこない。それが、何を意味するのかを検討することが、今、重要であろう。

そのために、今回のテーマは「鍼灸教育の歴史とその質の変化」とした。

まず、「江戸期の鍼灸教育」について、鈴鹿医療科学大学の東郷先生に講演頂いた。しかし、この分野はまだ日本の研究では十分に明らかになってない分野であり、鍼灸の教育について論じるには、さらに研究を積む必要がある。東郷俊宏先生には、今後研究を進めて頂き、次の機会に今回以上に深めた報告を頂けたら幸いである。次に、森ノ宮医療学園の横山先生には、「明治～第二次世界大戦の鍼灸教育」について講演して頂いた。実は、この時期の鍼灸教育についてもまだまだ分からない部分が多いが、分かる範囲の資料で話を頂いた。今後さらに研究を重ねて頂ければと考えている。

3題目は、「戦後～1988年と1989年～2006年の教育」について、明治東洋医学院の河井正隆先生にご講演を頂いた。1988年と89年で分けたのは、ここに鍼灸教育制度が変わる大きな出来事があったからである。それが、あはき法の改正である。この改正は、質的には非常に大きな影響を与えるものであり、この改正で鍼灸教育は近代的な教育方法と内容に変わったと言えるであろう。しかし、この変化は、1950年代以降ほとんど変わることがなかった晴眼学校28施設、視覚障害者学校66施設の鍼灸教育界の枠組み内で行われた変化である。言うなれば、戦後の社会変化に応じた教育の質の向上が十分図られていなかった部分が、遅ればせながら修正されたものであり、新たな質の向上ではなかった。ましてや、世界的に鍼灸が見直され、日本の医療界からも統合医療の一つとして熱い視線を向けられている現状に十分答えられるような改正ではなかった。

世界で、あるいは日本国内の鍼灸周辺で起きているそれらの変化に対応できるように鍼灸界が変化するのは、'98年の福岡裁判によって鍼灸界の枠組み全体の拡大が可能になったことで始めて実現できるようになったのではないかと考えている。その意味では、学生数が3倍増になった量の変化は、質の変化に繋がるのではないかと期待される。そのことを今回の研究会で追究してみたい。この討論の裏付けとなる資料は、箕輪政博先生に「福岡地裁判決が鍼灸教育の質へ及ぼした影響—学生や教員の質に着目して—」として、発表して頂いた。そして最後に、「就労状況から見た鍼灸教育の現状—東洋療法学校協会の3回の卒業生調査から—」として、形井が東洋療法学校協会の実施した過去3回の卒業生実態調査についての報告させて頂いた。この調査は、学生定員が急増することに対応して始めたのではなく、88年の法改正を切っ掛けに始めたもので、質の変化を明らかしようと意図されたものであるが、3回の調査の分析は東洋療法学校協会からまだ提出されていない。どのように総括するのかを是非示して頂きたいと考えている。

第2回の社会鍼灸学研究会は、50名近い参加者で行われた。

多くの参加者が、自分の意見をお持ちである方々であったので、非常に活発な意見が交わされた。その記録をまとめて「社会鍼灸学2007」として発行する。

なお、東郷先生と横山先生の論文は、当日使用されたスライド資料原稿を示すことで、論文に代えさせて頂く。